

【内国株式関係の提出書類一覧表】

[凡例]

法……金融商品取引法

令……金融商品取引法施行令

規……有価証券上場規程

要……有価証券上場規程に関する取扱い要領

開……上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則

取……上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い

◎……提出書類様式については、上場会社通信からダウンロードしてご提出ください。

△……提出書類様式については、名証自主規制グループ（上場管理担当）にお問い合わせください。

●項目一覧（下記項目をクリックし、提出書類をご確認ください。）

- (1) 株主総会関係
 - ① 定時株主総会
 - ② 臨時株主総会
- (2) 定期的に提出する書類
 - ① 株式の分布状況表
 - ② 上場株式数報告書（月間報告）
- (3) 新株式発行等関係
 - ① (3)②～⑩において発行登録を行う場合
 - ② 公募増資
 - ③ 株主割当増資
 - ④ 第三者割当増資（株式報酬としての株式の発行に係る募集の場合を除く）
 - ⑤ 株式の売出し
 - ⑥ 自己株式処分に係る募集（株式報酬としての自己株式処分に係る募集の場合を除く）
 - ⑦ 株式報酬としての株式の発行に係る募集（自己株式処分に係る募集を含む）
 - ⑧ 新株予約権の発行（ストック・オプションの発行を含む）
 - ⑨ 新株予約権の無償割当て
 - ⑩ 転換社債型新株予約権付社債の発行
 - ⑪ 優先株の発行
 - ⑫ 株式無償割当て
 - ⑬ 株式分割
 - ⑭ 株式併合
 - ⑮ 株式交換
 - ⑯ 株式移転
 - ⑰ 合併
 - ⑱ 会社分割
 - ⑲ テクニカル上場規定に係る上場申請
- (4) 権利の割当て等
 - ① 剰余金の配当
 - ② その他の権利の割当て
 - ③ 基準日設定の中止
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- (6) 子会社等の異動
- (7) 事業上の固定資産の譲渡又は取得
- (8) 業務上の提携
- (9) 公開買付け
- (10) 公開買付け等に関する意見表明等
- (11) 全部取得条項付種類株式の全部の取得
- (12) 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認
- (13) 有価証券報告書・四半期報告書の提出期限延長申請に係る承認
- (14) 定款変更関係
 - ① 事業年度の末日（決算期）の変更
 - ② 定款に基準日を定める場合又は定款に定める基準日を変更する場合
 - ③ 単元株式数の変更又は単元株式数の定めを廃止若しくは新設
 - ④ 商号変更
 - ⑤ 本店（本社）所在地の変更

- ⑥ その他の変更
- (15) 自己株式関係
 - ① 自己株式の取得
 - ② 自己株式の消却
 - ③ 自己株式処分に係る募集
- (16) 株式事務関係
 - ① 株式事務代行機関の設置又は変更（株主名簿管理人の事務取扱場所、電話番号等の変更が行われた場合も含む）
 - ② 株式取扱規則の制定又は変更
- (17) 代表者等の変更
 - ① 代表者（名証に対する代表者である代表取締役等）の変更
 - ② 情報取扱責任者の変更
 - ③ 株式事務担当課の変更及び当該所在地の変更
- (18) コーポレート・ガバナンスに関する報告書の内容変更
- (19) 独立役員届出書の内容の変更
- (20) 企業行動規範関係
 - ① 書面による議決権行使等の定めに係る報告
 - ② 上場会社の機関に係る報告
 - ③ 公認会計士等に係る報告
 - ④ 業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る報告
 - ⑤ 取締役・監査役・会計監査人・監査委員等の資格等に係る報告
- (21) その他上場有価証券に関する権利等に係る重要な事項
- (22) その他の注意事項、提出方法の取扱い

(1) 株主総会関係

① 定時株主総会

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 決算取締役会決議通知書 ※総会付議案の内容決定後に提出してください	決議後直ちに	取10(2)j	上場会社通信より提出	◎
(2) 株主総会招集通知書及びその添付書類 ※会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によってインターネットにより提供する場合を含む	発送日までに	取10(4)a	TDnet登録	—

※ 定款変更のあった場合は「(11) 定款変更関係」の項目を参照してください。

※ (2)については、提出後、上場会社が指定した日に公衆縦覧に供されます。

※ (2)については、発送後に会社法施行規則及び会社計算規則に基づいて記載内容を修正する場合、修正後の書類の提出は不要とします。

② 臨時株主総会

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 臨時株主総会に係る基準日等に関する通知書	決議後直ちに	取10(2)f	上場会社通信より提出	◎
(2) 基準日に関する日程表 ※(1)で必要事項（公告日、基準日及び開催日）を通知した場合は不要	基準日の 3週間前まで	”	上場会社通信より提出	—
(3) 臨時株主総会招集・議案決定に係る取締役会決議通知書 ※(1)で決議内容も通知した場合は不要	決議後直ちに	取10(2)k	上場会社通信より提出	◎
(4) 臨時株主総会招集通知書及びその添付書類 ※会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によってインターネットにより提供する場合を含む	発送日までに	取10(4)a	TDnet登録	—

※ 定款変更のあった場合は「(11) 定款変更関係」の項目を参照してください。

※ (4)については、提出後、上場会社が指定した日に公衆縦覧に供されます。

※ (4)については、発送後に会社法施行規則及び会社計算規則に基づいて記載内容を修正する場合、修正後の書類の提出は不要とします。

(2) 定期的に提出する書類

① 株式の分布状況表

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
株式の分布状況表	事業年度経過後2か月以内で判明後遅滞なく	取10(7)	上場会社通信より提出 ◎

② 上場株式数報告書（月間報告）

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
上場株式数報告書（月間報告）	翌月初（7日まで）	取10(5)a(a)	上場会社通信より提出 ◎

※ 潜在株式がある場合（権利行使期間中の新株予約権等がある場合又は転換可能期間中の優先株等がある場合）に、権利行使開始日の属する月の翌月から提出してください。ただし、全て自己株式により充当する場合（「新株予約権の権利行使に関する通知書」を提出した場合）には提出不要となります。

(3) 新株式発行等関係

① (3)②～⑩において発行登録を行う場合

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 発行登録目論見書（発行登録仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※EDINETでこれに相当するものを提出した場合は不要	作成後直ちに	取10(1)b等	書面での提出（1部） —
(2) 発行登録追補目論見書 ※EDINETでこれに相当するものを提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提出（1部） —
(3) 発行登録効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） ※発行登録書の提出を要しない場合は(4)を提出	受領後直ちに	〃	上場会社通信より提出 —
(4) 発行登録通知書写し（変更通知書の写しを含む） ※発行登録書の提出を要しない場合のみ提出	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	〃	上場会社通信より提出 —
(5) 発行登録取下届出書写し	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	〃	上場会社通信より提出 —
(6) 需要状況の調査開始通知書	決定後直ちに	〃	上場会社通信より提出 △

※ 「(3)⑧新株予約権の無償割当て」において発行登録を行う場合は、それぞれ、上記(1)・(2)に係る根拠条文を開20条②と、(3)～(6)に係る根拠条文を取10(1)cの2と読み替えます。

※ 「(3)⑧新株予約権の無償割当て」において発行登録を行う場合は、上記(6)に係る提出書類を「需要状況又は権利行使の見込みの調査開始通知書」と読み替えます。

② 公募増資

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出 △
(2) 新株式発行日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出 —
(3) 目論見書（届出仮目論見書及び訂正事項分を含む）	作成後直ちに	〃	書面での提出 —

※EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要			出(1部)	
(4) 安定操作取引関係者リスト写し ※安定操作取引を行うことになる場合のみ	安定操作取引可能期間の初日の前日まで (令第22条第2項から第4項)	〃	上場会社通信より提出	—
(5) 安定操作取引委託者通知書 ※令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ	〃	取10(2)h	上場会社通信より提出	△
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要	〃	取10(2)i	上場会社通信より提出	△
(7) 発行価格通知書 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa及びbの通知書 a 算式表示による発行価格通知書 b 発行価格の確定値通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決定後直ちに 〃 確定後直ちに	〃 〃 〃	上場会社通信より提出 〃 〃	△ — —
(8) 有価証券届出効力発生通知書写し(訂正効力発生通知書写しを含む) ※有価証券届出書の提出を要しない場合は(11)を提出	受領後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	—
(9) 有価証券上場申請書	払込期日の3週間前まで (条件決定後)	規9条②	上場会社通信より提出	◎
(10) 発行新株式数確定通知書 ※新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合のみ	確定後直ちに	規9条②	上場会社通信より提出 (開示資料で代用可)	△
(11) 有価証券通知書写し(変更通知書写しを含む) ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	取10(1)a	上場会社通信より提出	—

※ 同時に第三者割当増資の決議を実施した場合には、当該項目の書類の提出が必要になります。

③ 株主割当増資

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 新株式発行日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	—
(2) 目論見書(届出仮目論見書及び訂正事項分を含む) ※EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提出(1部)	—
(3) 安定操作取引関係者リスト写し ※安定操作取引を行うことになる場合のみ	安定操作取引可能期間の初日の前日まで (令第22条第2項から第4項)	〃	上場会社通信より提出	—
(4) 安定操作取引委託者通知書 ※令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ	〃	取10(2)h	上場会社通信より提出	△
(5) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要	〃	取10(2)i	上場会社通信より提出	△
(6) 有価証券届出効力発生通知書写し(訂正効力発生通知書写しを含む) ※有価証券届出書の提出を要しない場合は(9)を提出	受領後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	—
(7) 新株式の上場申請 a 発行日取引を行う場合 有価証券上場申請書(発行日取引) b 発行日取引を行わない場合 有価証券上場申請書	権利落日の3週間前まで 払込期日の3週間前まで	規9条① 規9条②	上場会社通信より提出 〃	△ ◎
(8) 発行新株式数確定通知書	確定後直ちに	規9条②	上場会社通	◎

(9) 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	取10(1)a	信より提出 上場会社通 信より提出	—
---	-----------------	---------	-------------------------	---

④ 第三者割当増資（株式報酬としての株式の発行に係る募集の場合を除く）

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通 信より提出	△
(2) 新株式発行日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	—
(3) 目論見書（届出仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提 出（1部）	—
(4) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合は(7)を提出	受領後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	—
(5) 有価証券上場申請書	払込期日の 3週間前まで （決議後）	規9条②	上場会社通 信より提出	◎
(6) 発行新株式数確定通知書 ※失権等により発行株式数に変更になった場合のみ	確定後直ちに	規9条②	上場会社通 信より提出 （開示資料 で代用可）	◎
(7) 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	取10(1)a	上場会社通 信より提出	—
(8) 安定操作取引関係者リスト写し ※割当先が50名以上の場合であって、安定操作取引を行うことになる場合のみ ※その他必要な場合は、「安定操作取引委託者通知書」及び「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」を提出	安定操作取引可能期間の初日の前日まで （令第22条第2項から第4項）	〃	上場会社通 信より提出	—
(9) 譲渡報告に関する確約書写し	株式の割当後直ちに	取11(1)b	TDnet登録	◎
(10) 株式の譲渡に関する報告書 ※第三者割当増資後割当株式の譲渡が生じた場合のみ	第三者からの報告後直ちに	取11(2)	TDnet登録	◎
(11) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書	作成後直ちに （決議日の前営業日まで）	取10(1)a	上場会社通 信より提出	◎
(12) 業務提携、第三者割当増資等概要書 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く	決議後速やかに	開20条②	上場会社通 信より提出	◎
(13) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当に伴い支配株主が生じた場合のみ	事業年度の末日から1年を経過するごと （3年以内に 限る）	株券上場廃止 基準2条① (9)の2、同取 扱い1(9)c	上場会社通 信より提出	◎

※ (12)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。

⑤ 株式の売出し

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通 信より提出	△
(2) 株式売出日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	—
(3) 目論見書（届出仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提 出（1部）	—
(4) 安定操作取引関係者リスト写し ※安定操作取引を行うことになる場合のみ	安定操作取引可能期間の初	〃	上場会社通 信より提出	—

	日の前日まで (令第22条第 2項から第4 項)			
(5) 安定操作取引委託者通知書 ※令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ	〃	取10(2)h	上場会社通 信より提出	△
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要	〃	取10(2)i	上場会社通 信より提出	△
(7) 売出価格通知書 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa及びbの 通知書 a 算式表示による売出価格通知書 b 売出価格の確定値通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決定後直ちに 〃 確定後直ちに	〃 〃	上場会社通 信より提出 〃 〃	△ — —
(8) 有価証券通知書写し(変更通知書写しを含む)	内閣総理大臣 等に提出後遅 滞なく	取10(1)a	上場会社通 信より提出	—

※ 開示を行わない売出し(金融商品取引法第2条第4項第1号に掲げる場合に該当するものに限る。)について、当該売出しが取締役会等の業務執行を決定する機関による決定を伴わない場合には、当該売出しの内容(価格、株数及び受渡期日等)を記載した書類の提出が必要となります。

⑥ 自己株式処分に係る募集(株式報酬としての自己株式処分に係る募集の場合を除く)

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通 信より提出	△
(2) 自己株式処分日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	—
(3) 目論見書(届出仮目論見書及び訂正事項分を含む) ※EDINETで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提 出(1部)	—
(4) 有価証券届出効力発生通知書写し(訂正効力発生通知書写しを含む) ※有価証券届出書の提出を要しない場合は(5)を提出	受領後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	—
(5) 有価証券通知書写し(変更通知書写しを含む) ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣 等に提出後遅 滞なく	〃	上場会社通 信より提出	—
(6) 処分株式数確定通知 ※失権等により処分株式数に変更になった場合のみ	確定後直ちに	規9条②	上場会社通 信より提出 (開示資料 で代用可)	◎
(7) 譲渡報告に関する確約書写し ※第三者割当の場合のみ	株式の割当後 直ちに	取11(1)b	TDnet登録	◎
(8) 株式の譲渡に関する報告書 ※第三者割当の場合のみ	第三者からの 報告後直ちに	取11(2)	TDnet登録	◎
(9) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※第三者割当の場合のみ	作成後直ちに (決議日の前 営業日まで)	取10(1)a	上場会社通 信より提出	◎
(10) 業務提携、第三者割当増資等概要書 ※開示に係る軽微基準に該当する場合は不要 ※第三者割当の場合のみ	決議後速やか に	開20条②	上場会社通 信より提出	◎
(11) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当に伴い支配株主が生じた場合のみ	事業年度の末 日から1年を 経過するごと (3年以内に 限る)	株券上場廃止 基準2条① (9)の2、同取 扱い1(9)c	上場会社通 信より提出	◎

※ (10)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。

⑦ 株式報酬としての株式の発行に係る募集(自己株式処分に係る募集を含む)

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
------	------	------	------

(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通 信より提出	△
(2) 新株式発行日程表又は自己株式処分日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	—
(3) 目論見書（届出仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提 出（1部）	—
(4) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合は(7)を提出	受領後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	—
(5) 有価証券上場申請書 ※新株式を発行する場合のみ	払込期日の 3週間前まで （決議後）	規9条②	上場会社通 信より提出	◎
(6) 発行新株式数確定通知書 ※新株式を発行する場合であって、失権等により発行株式 数が変更になった場合のみ	確定後直ちに	規9条②	上場会社通 信より提出 （開示資料 で代用可）	◎
(7) 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣 等に提出後遅 滞なく	取10(1)a	上場会社通 信より提出	—
(8) 処分株式数確定通知 ※自己株式の処分の場合であって、失権等により処分株式 数が変更になった場合のみ	確定後直ちに	規9条②	上場会社通 信より提出 （開示資料 で代用可）	◎
(9) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※第三者割当に該当する場合のみ	作成後直ちに （決議日の前 営業日まで）	取10(1)a	上場会社通 信より提出	◎
(10) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当に該当し、それにより支配株主が生じた場合 のみ	事業年度の末 日から1年を 経過すること （3年以内に 限る）	株券上場廃止 基準2条① (9)の2、同取 扱い1(9)c	上場会社通 信より提出	◎

※ 株式報酬としての株式の発行に係る募集又は自己株式処分に係る募集を行う場合としては、以下の場合が想定されます。

- ・ 上場会社又は関係会社の役員、会計参与又は使用人（以下「役員等」という。）に対して役務提供の対価として付与された金銭債権の払込みを受けることにより、株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合
- ・ 上場会社が、役員等に役務提供の対価として又は従業員持株会に対して株式を交付することを目的として役員等を受益者とした信託を設定し、当該信託の受託者に対して株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合

⑧ 新株予約権の発行（ストック・オプションの発行を含む）

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通 信より提出	△
(2) 新株予約権発行日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	—
(3) 目論見書（届出仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提 出（1部）	—
(4) 安定操作取引関係者リスト写し ※安定操作取引を行うことになる場合のみ	安定操作取引 可能期間の初 日の前日まで （令第22条第 2項から第4 項）	〃	上場会社通 信より提出	—
(5) 安定操作取引委託者通知書 ※令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ	〃	取10(2)h	上場会社通 信より提出	△
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要	〃	取10(2)i	上場会社通 信より提出	△
(7) 発行価格通知書	決定後直ちに	〃	上場会社通	△

算式表示方式による場合は、これに代えて次の a 及び b の通知書 a 算式表示による発行価格通知書 b 発行価格の確定値通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	〃 確定後直ちに	〃 〃	信より提出 〃 〃	— —
(8) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） ※有価証券届出書又は臨時報告書の提出を要しない場合は(13)を提出	受領後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	—
(9) 新株予約権の行使に伴う上場申請等 a 新株式を発行する可能性がある場合 有価証券上場申請書（包括） b 新株式を発行しない場合（行使に際してすべて自己株式で代用交付する場合） 新株予約権の権利行使に関する通知書	行使請求期間 開始日の3週間前まで （決議後） 〃	規9条② 開20条②	上場会社通信より提出 〃	◎ ◎
(10) 新株予約権の内容その他条件の変更内容説明の通知書 ※発行後に権利行使価額等の変更を行った場合のみ	確定後直ちに	取10(2)1	上場会社通信より提出 （開示資料で代用可）	△
(11) 新株予約権の消滅に関する報告書 ※行使請求期間開始前に新株予約権が消滅した場合のみ	判明後速やかに	開20条②	上場会社通信より提出 （開示資料で代用可）	◎
(12) 有価証券通知書写し（変更通知書写しを含む）及びその添付書類 ※有価証券届出書又は臨時報告書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	取10(1)a	上場会社通信より提出	—
(13) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※第三者割当の場合のみ	作成後直ちに （決議日の前営業日まで）	取10(1)a	上場会社通信より提出	◎
(14) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当に伴い支配株主が生じた場合のみ	事業年度の末日から1年を経過するごと	株券上場廃止基準2条① (9)の2、同取扱い1(9)c	上場会社通信より提出	◎

※ (9)について、「有価証券上場申請書（包括）」を提出した場合、「(2)②」「上場株式会社数報告書（月間報告）」の提出が必要となります。

⑨ 新株予約権の無償割当て

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 新株予約権無償割当日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	取10(1)c	上場会社通信より提出	—
(2) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合は(4)を提出する	受領後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(3) 目論見書（届出仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出する場合又は法令に基づいて目論見書の作成を要しない場合は不要	作成後直ちに	開20条②	書面での提出（1部）	—
(4) 有価証券通知書の写し（変更通知書を含む） ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	取10(1)c	上場会社通信より提出	—
(5) 有価証券上場申請書（新株予約権証券） ※新株予約権証券の上場を申請する場合のみ	上場申請日	規9条①	上場会社通信より提出	△
(6) 確約書 ※新株予約権証券の上場を申請する場合のみ	上場申請日	規10条の3②	上場会社通信より提出	△
(7) 増資の合理性に係る審査結果を記載した書面 ※新株予約権証券の上場を申請する場合であって、増資の合理性に係る評価手続きとして取引参加者による増資	上場申請日	要13の3(2)a	上場会社通信より提出	△

の合理性に係る審査を実施したときのみ (8) 株主の意思確認の結果について記載した書面 ※新株予約権証券の上場を申請する場合であって、増資の合理性に係る評価手続きとして株主総会決議などによる株主の意思確認を実施したときのみ	意思確認手続き終了後直ちに	要13の3(2)b	上場会社通信より提出	△
(9) 新株予約権発行数確定通知書	確定後直ちに	規9条① 開20条②	上場会社通信より提出 (開示資料で代用可)	△
(10) 有価証券上場申請書(包括)	行使請求期間開始日の3週間前まで (決議後)	規9条②	上場会社通信より提出	◎
(11) 新株予約権の行使報告 ※上場している新株予約権証券の数が1,000単位未満となった場合及び1単位未満となった場合のみ	確定後直ちに	取10(5)b	上場会社通信より提出	△
(12) 新株予約権の内容その他条件の変更内容説明の通知書 ※発行後に権利行使価額等の変更を行った場合のみ	確定後直ちに	取10(2)l	上場会社通信より提出 (開示資料で代用可)	△
(13) 上場廃止同意書 ※新株予約権証券が上場している場合のみ	上場廃止の3週間前まで	開20条②	上場会社通信より提出	△

※ 新株予約権証券の上場を希望される場合には、事前に名証自主規制グループ(上場管理担当)に相談してください。

※ 「(2)② 上場株式数報告書(月間報告)」の提出が必要となります。

⑩ 転換社債型新株予約権付社債の発行

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	△
(2) 転換社債型新株予約権付社債発行日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(3) 目論見書(届出仮目論見書及び訂正事項分を含む) ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提出(1部)	—
(4) 安定操作取引関係者リスト写し ※安定操作取引を行うことになる場合のみ	安定操作取引可能期間の初日の前日まで (令第22条第2項から第4項)	〃	上場会社通信より提出	—
(5) 安定操作取引委託者通知書 ※令第20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ	〃	取10(2)h	上場会社通信より提出	△
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要	〃	取10(2)i	上場会社通信より提出	△
(7) 発行価格通知書(新株予約権の条件等に関する通知書) 算式表示方式による場合は、これに代えて次のa及びbの通知書	決定後直ちに	〃	上場会社通信より提出 (開示資料で代用可)	△
a 算式表示による発行価格通知書(算式表示方式による新株予約権の条件等に関する通知書)	〃	〃	〃	△
b 発行価格の確定値通知書(新株予約権の条件等の確定に関する通知書)	確定後直ちに	〃	〃	△
(8) 有価証券届出効力発生通知書写し(訂正効力発生通知書写しを含む)	受領後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	—
(9) 有価証券上場申請書(包括)	行使請求期間開始日の3週間前まで (決議後)	規9条②	上場会社通信より提出	◎
(10) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※第三者割当の場合のみ	作成後直ちに (決議日の前)	取10(1)a	上場会社通信より提出	◎

(11) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当に伴い支配株主が生じた場合のみ	営業日まで) 事業年度の末日から1年を経過するごと (3年以内に 限る)	株券上場廃止 基準2条①(9) の2、同取扱い 1(9)c	上場会社通 信より提出	◎
--	---	--	----------------	---

※ 新規上場申請に係る提出書類、申請方法の詳細については、名証自主規制グループ（上場管理担当）にお問い合わせください。

※ 「(2)② 上場株式数報告書（月間報告）」の提出が必要となります。

⑪ 優先株の発行

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通 信より提出	△
(2) 優先株発行日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通 信より提出	—
(3) 目論見書（届出仮目論見書及び訂正事項分を含む） ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提 出（1部）	—
(4) 安定操作取引関係者リスト写し ※安定操作取引を行うことになる場合のみ	安定操作取引 可能期間の初 日の前日まで （令第22条第 2項から第4 項）	〃	上場会社通 信より提出	—
(5) 安定操作取引委託者通知書 ※令20条第3項第5号に該当する者を定める場合のみ	〃	取10(2)h	上場会社通 信より提出	△
(6) 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書 ※有価証券届出書が提出されている場合は不要	〃	取10(2)i	上場会社通 信より提出	△
(7) 優先株発行価格通知書	決定後直ちに	〃	上場会社通 信より提出 （開示資料 で代用可）	△
(8) 有価証券届出効力発生通知書写し（訂正効力発生通知書写しを含む）	受領後直ちに	取10(1)a	上場会社通 信より提出	—
(9) 転換の条件に関する通知書	決定後直ちに	取10(2)l	上場会社通 信より提出 （開示資料 で代用可）	△
(10) 有価証券上場申請書（優先株の転換分）	行使請求期間 開始日の3週 間前まで （決議後）	規9条②	上場会社通 信より提出	△
(11) 譲渡報告に関する確約書写し ※第三者割当の場合で、発行後2年以内に普通株への転換 請求期間が開始する場合のみ	株式の割当後 直ちに	取11(1)b	TDnet登録	◎
(12) 株式の譲渡に関する報告書 ※第三者割当の場合で、発行後2年以内に普通株への転換 請求期間が開始する場合のみ	第三者からの 報告後直ちに	取11(2)	TDnet登録	◎
(13) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※第三者割当の場合のみ	作成後直ちに （決議日の前 営業日まで）	取10(1)a	上場会社通 信より提出	◎
(14) 業務提携、第三者割当増資等概要書 ※開示に係る軽微基準に該当する場合は不要 ※第三者割当の場合のみ	決議後速やか に	開20条②	上場会社通 信より提出	◎
(15) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当の場合のみ	事業年度の末 日から1年を 経過するごと （3年以内に 限る）	株券上場廃止 基準2条①(9) の2、同取扱い 1(9)c	上場会社通 信より提出	◎

	限る)			
--	-----	--	--	--

※ (9)及び(10)は、上場株券への転換が行われる優先株を発行する場合のみ必要となります。

※ 新規上場申請に係る提出書類、申請方法の詳細については、名証自主規制グループ（上場管理担当）にお問い合わせください。

※ 「(2)② 上場株式数報告書（月間報告）」の提出が必要となります。

⑫ 株式無償割当て

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 株式無償割当て日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	取10(1)c	上場会社通信より提出	—
(2) 有価証券上場申請書	効力発生日の3週間前まで（決議後）	規9条②	上場会社通信より提出	◎
(3) 発行新株式数確定通知書 ※新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していない場合のみ	確定後直ちに	”	上場会社通信より提出	△

⑬ 株式分割

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 株式分割日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	取10(1)d	上場会社通信より提出	—
(2) 有価証券変更上場申請書	効力発生日の3週間前まで（決議後）	規11条①	上場会社通信より提出	◎
(3) 増加新株式数確定通知書 ※変更上場申請までに増加する株式数が確定していない場合のみ	確定後直ちに	”	上場会社通信より提出	◎

⑭ 株式併合

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 株式併合日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	取10(1)d	上場会社通信より提出	—
(2) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※上場廃止となる見込みがある場合のみ ※株式併合が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額が公開買付け価格と同一の価格であり、株式併合を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときを除く	決議後速やかに	開20条②	上場会社通信より提出	—
(3) 会社法第182条の2第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	取10(1)d	TDnet登録	—
(4) 有価証券変更上場申請書	効力発生日の3週間前まで（決議後）	規11条①	上場会社通信より提出	◎
(5) 減少株式数確定通知書 ※変更上場申請までに減少する株式数が確定していない場合のみ	確定後直ちに	”	上場会社通信より提出	◎
(6) 会社法第182条の6第1項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	効力発生日後速やかに	取10(1)d	TDnet登録	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※ (3)及び(6)については、会社法上、書類を備え置く必要がない場合は提出不要となります。

⑮ 株式交換

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
------	------	------	------

(1) 株式交換契約書（覚書等を含む）写し	契約等締結後直ちに	取10(1) f	上場会社通信より提出	—
(2) 株式交換日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	”	上場会社通信より提出	—
(3) 株式交換比率に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規程の適用（簡易組織再編）を受ける場合を除く	作成後直ちに	”	上場会社通信より提出	—
(4) 非上場会社の概要書 ※以下に掲げる場合 ①他の会社の完全子会社となる株式交換を行う場合（当該他の会社（非上場会社）又は当該他の会社の親会社（非上場会社）の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われる場合に限る） ②非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合	決議後速やかに	”	上場会社通信より提出	◎
(5) 会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	”	TDnet登録	—
(6) 有価証券上場申請書 ※新株を発行する場合のみ	効力発生日の3週間前まで	規9条②	上場会社通信より提出	◎
(7) 発行（交付）株式数確定通知書	確定後直ちに	”	上場会社通信より提出	◎
(8) 会社法第801条第3項第3号に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	効力発生日後速やかに	取10(1) f	TDnet登録	—
(9) 有価証券上場廃止同意書 ※上場会社が、他の会社の完全子会社となる場合のみ	確定後遅滞なく	開20条②	上場会社通信より提出	△

※ (1)について、書面で提出する場合は代表者の原本証明付として下さい。

※ (4)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前に名証自主規制グループ（上場管理担当）に相談してください。

※ (7)については、株式交換に際し株式を交付する場合であって、新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していないとき又は契約等締結時において交付する自己株式数が確定していないときのみ提出が必要となります。

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※ 非上場の完全親会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われるときは、新規上場申請に係る提出書類に関しては「⑱ テクニカル上場規定に係る上場申請」の項目を参照してください。

⑱ 株式移転

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 契約書（覚書等を含む（当事会社間で株式移転に係る合意書面を交わす場合のみ））写し又は計画書写し	契約等締結後直ちに	開20条②	上場会社通信より提出	—
(2) 株式移転日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	取10(1) g	上場会社通信より提出	—
(3) 株式移転比率に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※他の会社と共同して株式移転を行う場合のみ	作成後直ちに	”	上場会社通信より提出	—
(4) 非上場会社の概要書 ※非上場会社と共同して株式移転を行う場合（新設会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われる場合に限る）のみ	決議後速やかに	”	上場会社通信より提出	◎
(5) 会社法第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	”	TDnet登録	—
(6) 有価証券上場廃止同意書	確定後遅滞なく	開20条②	上場会社通信より提出	△

※ (1)について、書面で提出する場合は代表者の原本証明付として下さい。

※ (4)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前に名証自主規制グループ（上場管理担当）に相談してください。

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※ 非上場の完全親会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われる場合は、「⑱ テクニカル上場規定に係る上場申請」の項目を参照してください。

⑰ 合併

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 合併契約書（覚書等を含む）写し	契約等締結後直ちに	取10(1)h	上場会社通信より提出	—
(2) 合併日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(3) 合併比率に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受ける場合（簡易組織再編）又は完全子会社と合併する場合を除く。	作成後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(4) 非上場会社の概要書 ※以下に掲げる場合 ①上場会社が合併により解散する場合（新設会社である非上場会社若しくは存続会社である非上場会社又は当該存続会社の親会社である非上場会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われる場合に限る） ②非上場会社を吸収合併する場合	決議後速やかに	〃	上場会社通信より提出	◎
(5) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	〃	TDnet登録	—
(6) 有価証券上場申請書 ※新株を発行する場合のみ	効力発生日の3週間前まで	規9条②	上場会社通信より提出	◎
(7) 発行（交付）株式数確定通知書	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	◎
(8) 会社法第801条第3項第1号に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	効力発生日後速やかに	取10(1)h	TDnet登録	—
(9) 有価証券上場廃止同意書 ※上場会社が被合併会社となる場合のみ	確定後遅滞なく	開20条②	上場会社通信より提出	△

※ (1)について、書面で提出する場合は代表者の原本証明付として下さい。

※ (4)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前に名証自主規制グループ（上場管理担当）に相談してください。

※ (7)については、合併に際し株式を交付する場合であって、新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していないとき又は契約等締結時において交付する自己株式数が確定していないときのみ提出が必要となります。

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※ 吸収合併存続会社となる非上場会社の株券等又は新設合併設立会社の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われる場合は、「⑱ テクニカル上場規定に係る上場申請」の項目を参照してください。

⑱ 会社分割

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 分割契約書（覚書等を含む）写し ※吸収分割の場合のみ	契約等締結後直ちに	取10(1) i	上場会社通信より提出	—
(2) 会社分割日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(3) 株式割当比率に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※以下に掲げる場合 ①他の上場会社と吸収分割を行う場合 ②他の上場会社と共同して新設分割を行う場合 ③非上場会社と吸収分割を行う場合* ④非上場会社と共同して新設分割を行う場合*	作成後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—

*上場会社が会社法第784条第3項、第796条第3項又は第805条の規定の適用を受ける場合（簡易組織再編）又は完全子会社と会社分割を行う場合を除く				
(4) 会社分割概要書	決議後速やかに	〃	上場会社通信より提出	◎
(5) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	〃	TDnet登録	—
(6) 有価証券上場申請書 ※上場会社が新株を発行する場合のみ	効力発生日の3週間前まで	規9条②	上場会社通信より提出	◎
(7) 発行（交付）株式数確定通知書	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	◎
(8) 会社法第791条第2項、第801条第3項第2号又は第811条第2項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	効力発生日後速やかに	取10(1)i	TDnet登録	—

- ※ (1)について、書面で提出する場合は代表者の原本証明付として下さい。
- ※ (4)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。
- ※ (7)については、会社分割に際し株式を交付する場合であって、新株式の上場申請までに発行する新株式数が確定していないとき又は契約等締結時において交付する自己株式数が確定していないときのみ提出が必要となります。
- ※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。
- ※ 新設分割会社等の株券等についてテクニカル上場規定に係る新規上場申請が行われる場合は、「⑱ テクニカル上場規定に係る上場申請」の項目を参照してください。

⑱ テクニカル上場規定に係る上場申請

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 有価証券上場申請書	上場申請時	規3条①	書面での提出
(2) 上場申請に係る宣誓書	〃	規3条の2	書面での提出
(3) 上場申請決議取締役会議事録の写し（代表者の原本証明付）	〃	規3条③	書面での提出
(4) 上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書	〃	〃	書面での提出
(5) 上場申請のための有価証券報告書（Iの部）（2部及びPDFファイル）	〃	〃	書面での提出
(6) 株券上場契約書	会社設立後直ちに	規8条	書面での提出
(7) 定款（代表者の原本証明付）	作成後直ちに	規3条③	書面での提出
(8) 諸規則集の写し（株式事務取扱規程写し（代表者の原本証明付）を含む）	〃	〃	書面での提出
(9) 反社会的勢力との関係がないことを示す確認書	〃	〃	書面での提出
(10) 株式事務代行委託契約（内諾）書（覚書）の写し（代表者の原本証明付）	契約締結後直ちに	〃	書面での提出
(11) 会社法事後開示書類の写し	効力発生日後速やかに	取10(8)	TDnet登録
(12) 登記手続き a 登記日に登記申請を行ったことを証する書類（受領証又は受領印の押印された申請書の写し） b 登記事項証明書	登記日 登記完了後直ちに	開20条② 規3条③	書面での提出 （FAX送信可）
(13) その他名証が必要と認める書類	—	開20条②	書面での提出

- ※ その他の申請書類及び申請方法の詳細については、名証自主規制グループ（上場管理担当）にお問い合わせください。

(4) 権利の割当て等

① 剰余金の配当

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
(1) 剰余金の配当基準日等に関する取締役会決議通知書	決議後直ちに	取10(2)f	上場会社通 ◎

※定款に明示した基準日とは別に、取締役会により配当基準日を設定した場合のみ（会社法第454条第5項又は第459条による）			信より提出	
(2) 基準日に関する日程表 ※通知書に必要事項（取締役会決議日、公告予定日及び基準日）が記載されている場合は不要	基準日の 3週間前まで	”	上場会社通 信より提出	—
(3) 臨時計算書類並びに会計監査報告及び監査報告 ※剰余金の配当にあたって、臨時計算書類を作成した場合のみ	作成後直ちに	取10(1)e	上場会社通 信より提出	—

② その他の権利の割当て

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 基準日に関する取締役会決議通知書	決議後直ちに	取10(2)f	上場会社通 信より提出	△
(2) 割当確定日及び内容説明の通知書	確定後直ちに	取10(2) b、c	上場会社通 信より提出	—
(3) 基準日に関する日程表 ※通知書に必要事項（取締役会決議日、公告予定日及び基準日）が記載されている場合は不要	基準日の 3週間前まで	取10(2)f	上場会社通 信より提出	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

③ 基準日設定の中止

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
取締役会決議通知書	決議後直ちに	取10(2)n	上場会社通 信より提出	△

(5) 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
事業の譲受け（譲渡）概要書 ※非上場会社からの事業の全部若しくは一部の譲受け又は他の者への事業の全部若しくは一部の譲渡に限る ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く	決議後速やかに	取10(1)j	上場会社通 信より提出	◎

※ 合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前に名証自主規制グループ（上場管理担当）に相談してください。

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

(6) 子会社等の異動

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
異動子会社に関する概要書 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く	子会社等の異動後速やかに	取10(1)k	上場会社通 信より提出	◎

※ 合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前に名証自主規制グループ（上場管理担当）に相談してください。

※ 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

(7) 事業上の固定資産の譲渡又は取得

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
事業上の固定資産の譲受け（譲渡）概要書 ※非上場会社からの事業上の固定資産の譲受けを行う場合又は他の者への事業上の固定資産の譲渡を行う場合に	決議後速やかに	取10(1)l	上場会社通 信より提出	◎

限る ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く				
----------------------------	--	--	--	--

※ 合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前に名証自主規制グループ（上場管理担当）に相談してください。

(8) 業務上の提携

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
業務提携、第三者割当増資等概要書 ※非上場会社との業務上の提携に限る ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く	決議後速やかに	開20条②	上場会社通信より提出	◎

※ 合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前に名証自主規制グループ（上場管理担当）に相談してください。

(9) 公開買付け

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 買付け等の価格に関する見解を記載した書面 (当事会社以外の算定機関作成のもの) ※名証に上場している株券に対する公開買付けのうち、以下に掲げる場合 ①上場廃止となる見込みがある公開買付け ②上場子会社に対する公開買付けを行う場合	決議後速やかに	取10(1)m	上場会社通信より提出	—
(2) 有価証券上場申請書 ※公開買付けの対価として新株式を交付する場合のみ	公開買付けの決済の開始日の3週間前まで	規9条②	上場会社通信より提出	△
(3) 発行(交付)株式数確定通知書 ※公開買付けの対価として新株式又は自己株式を交付する場合のみ	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	△

(10) 公開買付け等に関する意見表明等

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
買付け等の価格に関する見解を記載した書面 (当事会社以外の算定機関作成のもの) ※以下に掲げる場合のみ ①上場廃止となる見込みがある公開買付けの場合 ②MBOの場合(公開買付け者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行うものであって当該上場会社の役員と利益を共通にする者)若しくは公開買付け者が当該上場会社の支配株主である場合	決議後速やかに	取10(1)n	上場会社通信より提出	—

(11) 全部取得条項付種類株式の全部の取得

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 全部取得の対価に関する見解を記載した書面(当事会社以外の算定機関作成のもの) ※上場廃止となる見込みがある場合のみ ※全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、全部取得の対価が公開買付け価格と同一の価格であり、全部取得条項付種類株式の全部の取得を行うことを決定する際に改めて算定書	決議後速やかに	取10(1)r	上場会社通信より提出	—

を取得しないときを除く。				
(2) 会社法第171条の2第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し ※上場廃止となる見込みがある場合のみ	適時開示後、本店に備え置く日までに	取10(1)r	TDnet登録	—
(3) 有価証券上場廃止同意書 ※上場廃止となる場合のみ	確定後遅滞なく	開20条②	上場会社通信より提出	△

※ 株主総会関係書類については、「(1)株主総会関係」の項目を参照してください。

(12) 特別支配株主による株式等売渡請求に係る承認又は不承認

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 売渡対価に関する見解を記載した書面（当事会社以外の算定機関作成のもの） ※株式等売渡請求に係る承認の場合のみ ※株式等売渡請求が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、売渡対価が公開買付け価格と同一の価格であり、株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときを除く	決議後速やかに	取10(1)s	上場会社通信より提出	—
(2) 会社法第179条の5第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、本店に備え置く日までに	取10(1)s	TDnet登録	—

(13) 有価証券報告書・四半期報告書の提出期限延長申請に係る承認

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
提出期限延長に係る承認通知書の写し	受領後遅滞なく	開20条②	上場会社通信より提出	—

(14) 定款変更関係

① 事業年度の末日（決算期）の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書（「事業年度の末日（決算期）変更通知書」） ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	決議後直ちに	取10(2)v	上場会社通信より提出	◎
(2) 変更後の定款 ※定款変更が行われる場合のみ	変更後遅滞なく	取10(1)p	TDnet登録	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

② 定款に基準日を定める場合又は定款に定める基準日を変更する場合

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	決議後直ちに	取10(1)p	上場会社通信より提出	△
(2) 変更後の定款 ※定款変更が行われる場合のみ	変更後遅滞なく	〃	TDnet登録	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

③ 単元株式数の変更又は単元株式数の定め廃止若しくは新設

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	決議後直ちに	取10(2)w	上場会社通信より提出	△

(2) 有価証券変更上場申請書	変更日の 3週間前まで	規11条①	上場会社通 信より提出	◎
(3) 変更後の定款 ※定款変更が行われる場合のみ	変更後遅滞な く	取10(1)p	TDnet登録	—
(4) 変更後の株式取扱規則 ※株式取扱規則の変更が行われる場合のみ	〃	取10(2)q	上場会社通 信より提出	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※ (4)について、書面で提出する場合は代表者の原本証明付として下さい。

④ 商号変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	決議後直ちに	取10(2)w	上場会社通 信より提出	△
(2) 有価証券変更上場申請書	変更日の 3週間前まで	規11条①	上場会社通 信より提出	◎
(3) 変更後の定款	変更後遅滞な く	取10(1)p	TDnet登録	—
(4) 変更後の株式取扱規則 ※株式取扱規則の変更が行われる場合のみ	〃	取10(2)q	上場会社通 信より提出	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※ 転換社債型新株予約権付社債等が上場している場合は、当該銘柄の銘柄名変更に係る変更上場申請書の提出が必要となります。

※ (4)について、書面で提出する場合は代表者の原本証明付として下さい。

※ 英文商号のみを変更する場合で、適時開示を行わない場合は、変更決定後直ちに、名証自主規制グループ（上場管理担当）までご連絡ください。

⑤ 本店（本社）所在地の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 株式事務担当課等通知書	決議後直ちに	取10(2)t	上場会社通 信より提出	◎
(2) 変更後の定款 ※定款変更が行われる場合のみ	変更後遅滞な く	取10(1)p	TDnet登録	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

⑥ その他の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
変更後の定款	変更後遅滞な く	取10(1)p	TDnet登録	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

(15) 自己株式関係

① 自己株式の取得

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
変更後の定款 ※取締役会決議により自己株式を取得することができる旨 を定款に定めた場合のみ	変更後遅滞な く	取10(1)p	TDnet登録	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

② 自己株式の消却

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
有価証券変更上場申請書	決議後直ちに	規11条①	上場会社通 信より提出	◎

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

③ 自己株式処分に係る募集

※ 自己株式処分に係る募集に関しては、「(3)⑥ 自己株式処分に係る募集（特定譲渡制限付株式の割当てを含む）」の項目を参照してください。

(16) 株式事務関係

① 株式事務代行機関の設置又は変更（株主名簿管理人の事務取扱場所、電話番号等の変更が行われた場合も含む）

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 株主名簿管理人変更通知書	決議後直ちに	取10(2)r	上場会社通信より提出	◎
(2) 変更後の株式取扱規則 ※株式取扱規則の変更が行われる場合のみ	変更後遅滞なく	取10(2)q	上場会社通信より提出	—

※ 株主総会関係書類に関しては、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。

※ (2)について、書面で提出する場合は代表者の原本証明付として下さい。

② 株式取扱規則の制定又は変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
制定又は変更後の株式取扱規則	変更後遅滞なく	取10(2)q	上場会社通信より提出	—

※ 書面で提出する場合は代表者の原本証明付として下さい。

(17) 代表者等の変更

① 代表者（名証に対する代表者である代表取締役等）の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 代表者関係通知書	変更事由発生後直ちに	開20②	上場会社通信より提出	◎
(2) 取引所規則の遵守に関する確認書	異動後直ちに	取10(1)nの2	上場会社通信より提出	◎

※ (1)については、異動前（内定時）に提出して下さい。

※ (2)については、代表者の氏名を自筆で署名したものをPDF化し、提出して下さい。

② 情報取扱責任者の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
情報取扱責任者変更通知書	変更前なるべく早く	開17条	上場会社通信より提出	◎

③ 株式事務担当課の変更及び当該所在地の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
株式事務担当課等通知書	変更前なるべく早く	開20条②	上場会社通信より提出	◎

(18) コーポレート・ガバナンスに関する報告書の内容変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
コーポレート・ガバナンスに関する報告書	変更後遅滞なく	開19条	TDnet登録	—

- ※ 変更内容が開19条第2項に規定する「当取引所が定める事項」（資本構成及び企業属性に関する事項、「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項）に関するものである場合は、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の招集日後遅滞なく提出していただくことでも差し支えありません。

(19) 独立役員届出書の内容の変更

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
独立役員届出書	変更が生じる日の2週間前まで	取16	TDnet登録 ◎

- ※ 独立役員届出書の提出に係る留意事項については、「第7章 企業行動規範の概要」における「独立役員の確保に係る実務上の留意事項について」を参照してください。
- ※ 既に届出済みの独立役員が社外取締役又は社外監査役として再任する場合で、独立役員届出書の記載内容に変更がない場合は、提出は不要です。

(20) 企業行動規範関係

① 書面による議決権行使等のために係る報告

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
書面による議決権行使等のために係る報告	※に該当した場合直ちに	開53条②	上場会社通信より提出 ー

- ※ 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めていない又は定めなかったこととした場合

② 上場会社の機関に係る報告

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
上場会社の機関に係る報告	※に該当した場合直ちに	開53条②	上場会社通信より提出 ー

- ※ (1) 取締役会、監査役会、(2) 監査等委員会又は指名委員会等（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等をいう。）、(3) 会計監査人を置いていない又は置かないこととした場合

③ 公認会計士等に係る報告

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
公認会計士等に係る報告	※に該当した場合直ちに	開53条②	上場会社通信より提出 ー

- ※ 会社法上の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任していない場合又は選任しないこととした場合

④ 業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る報告

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
業務の適正を確保するために必要な体制整備に係る報告	※に該当した場合直ちに	開53条②	上場会社通信より提出 ー

- ※ 上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他内国会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号、同法第399条の13第1項第1号ハ若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。）を決定していない場合又は決定しないこととした場合

⑤ 取締役・監査役・会計監査人・監査委員等の資格等に係る報告

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法
取締役・監査役・会計監査人・監査委員等の資格等に係る報告	※に該当した場合直ちに	開53条②	上場会社通信より提出 ー

- ※ 上場会社の取締役・監査役・会計監査人・監査委員等が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条に基づく資格等を満たさない場合又は満たさなくなった場合

(21) その他上場有価証券に関する権利等に係る重要な事項

提出書類	提出時期	根拠規定	備考
取締役会決議通知書	決議後直ちに	取10(2)w	上場会社通信より提出 △

(22) その他の注意事項、提出方法の取扱い

EDINETで提出された法定開示書類の取扱い	<p>金融商品取引法に基づき上場会社に作成及び内閣総理大臣等への提出が義務付けられている各種の法定開示書類等（有価証券通知書及び発行登録通知書を除く。）について、法令の定める開示用電子情報処理組織（EDINET）を通じて提出している場合には、原則として、書面によりその写しをご提出いただく必要はありません。</p> <p>※ 有価証券通知書及び発行登録通知書については、EDINETにてご提出された電子ファイルを提出してください。</p> <p>※ システムトラブル等の事由により、法定開示書類等を書面により内閣総理大臣等に提出された場合には、書面の写し（正本1部）を提出してください。</p>
------------------------	---

監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社である場合の取扱い	<p>監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社である上場会社は、提出書類一覧表の「決議後直ちに」又は「決議後速やかに」との表現を、それぞれ「決定後直ちに」又は「決定後速やかに」と読み替えてください。また、提出書類を提出する場合において、提出書類の様式に「取締役会の決議」など監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の体制にそぐわない表現がある場合は、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社の形態にあわせて必要な修正を加えた上で、書類を作成してください。</p>
---------------------------------	---

提出方法の取扱い	<p>○ 「開示資料で代用可」とは、適時開示等規則に基づきTDnetにより開示した資料において名証が定める所定の内容が記載されている場合には、当該公開資料の開示により当該書類の提出に代えることが認められることをいいます。</p> <p>○ 「上場会社通信より提出」とは、名証上場会社専用サイト「上場会社通信」により当該書類を提出することをいいます。なお、「上場会社通信」で提出する場合は、社印、代表者印及び代表者の原本証明は不要です。</p> <p>○ 「TDnet登録」とは、TDnetにより、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、定款などの公衆縦覧書類を登録することをいいます。また、この場合、社印、代表者印及び代表者の原本証明は不要です。</p>
----------	---

各種申請書等の様式ダウンロード及び書類提出については、名証上場会社専用サイト「上場会社通信」よりお願いします。

名証のホームページ (<http://www.nse.or.jp/>) ⇒ トップ画面右側の「上場会社通信」ボタン押下 ⇒

ユーザーID・パスワード入力 ⇒ MENU：提出書類様式・提出

※上場会社通信ユーザーID・パスワードを失念された場合には、再発行申請手続（「上場会社通信ID・PW再発行申請書」の提出）が必要となります。

※お問い合わせ先

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場管理担当）

〒460-0008 名古屋市中区栄3-8-20

TEL:052-262-3174 FAX:052-264-4702 mail:jisyukisei@nse.or.jp